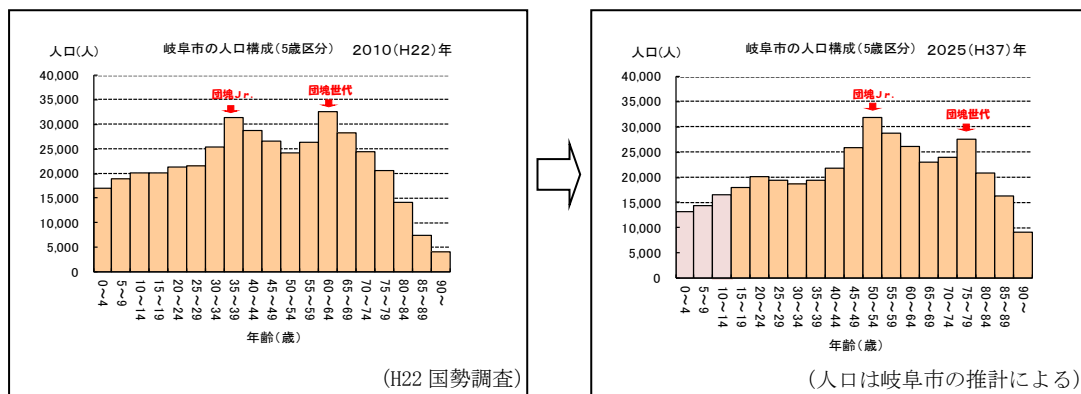


資料編

1 統計データ

(1) 人口構成の変化…2025年の人口構成（予測）

本市においても少子高齢化、小世帯化がかなり進んでいます。平成22年国勢調査によれば、本市の65歳以上の人口割合は23.9%、15歳未満人口の割合は13.6%でした。



- ・ 高齢化…2025年には、いわゆる団塊世代（1947（昭和22）年から1949（昭和24）年生まれの世代）が75歳以上となり、高齢化率は3割に達するとともに、日常生活において手助けが必要となる人の割合（参考指標：要介護認定率）が高い年齢層である75歳以上人口が老年人口の大宗を占めることが予測されます。

現在は、まさに、いわゆる「2025年問題」への対応時期です。

{	・ 65歳以上人口比率	23.9% (H22) ⇒ 30.5% (H37)
	・ 75歳以上人口比率	11.7% (H22) ⇒ 19.2% (H37)
	※要介護認定率	74歳未満 4.7%, 75歳以上 31.1%

（岐阜市高齢者福祉計画の基礎資料, H23）

- ・ 少子化…平成25年には、団塊ジュニア世代も50歳代となり、出産期にある年齢層の人口が減少するため、少子化が進んでいくと予測されます。

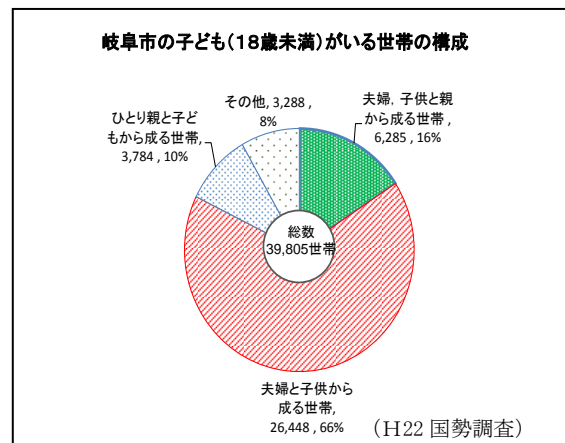
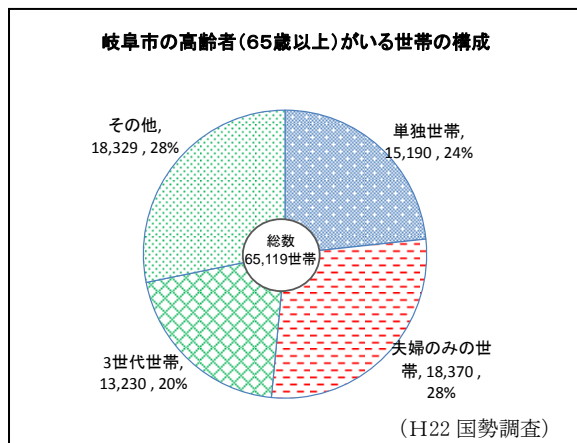
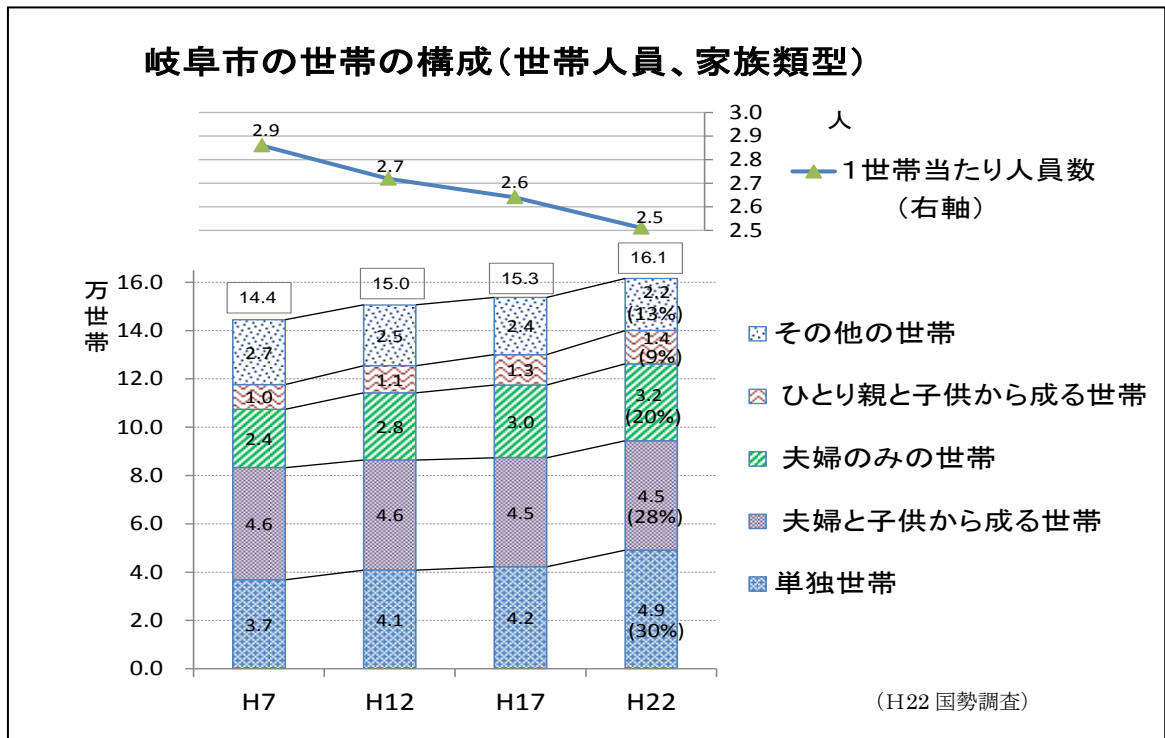
・ 15歳未満人口比率 13.6% (H22) ⇒ 11.1% (H37)

※合計特殊出生率は1.4を仮定

(2) 世帯の小規模化

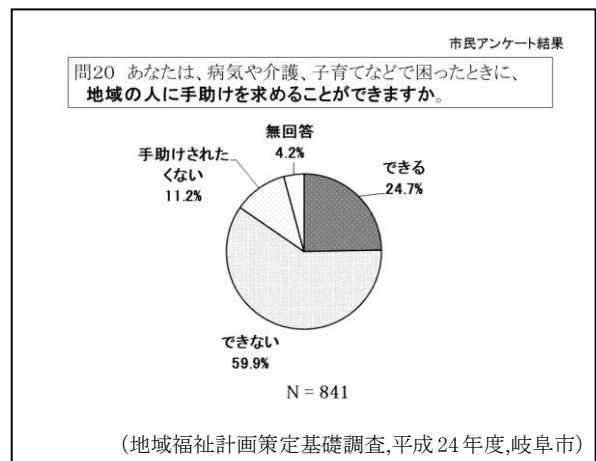
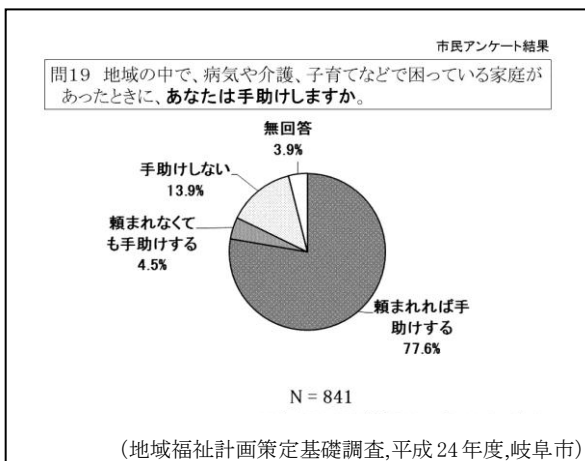
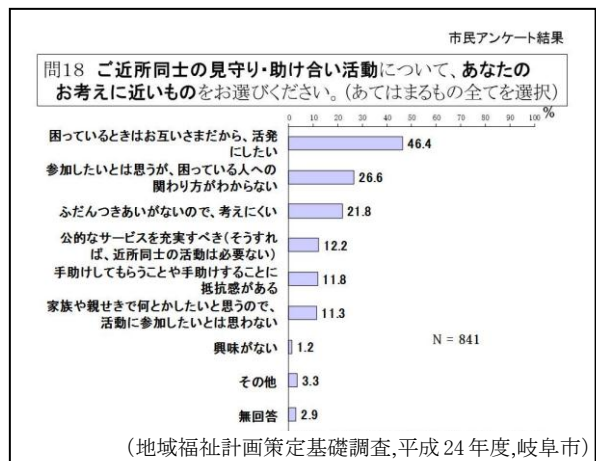
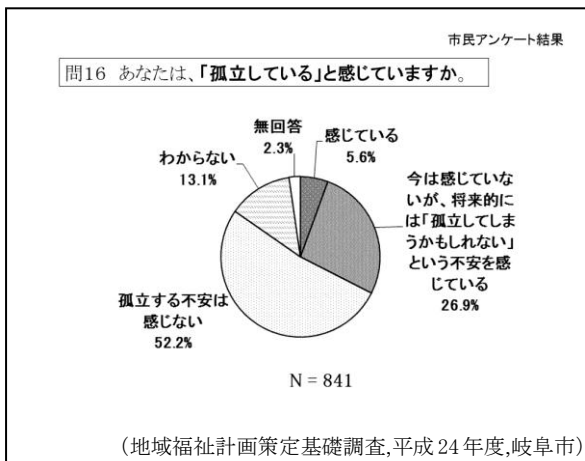
平成 22 年度国勢調査によれば、最も多い世帯類型が「単独世帯」(30%)となり、かつては標準世帯といわれた「夫婦と子供から成る世帯」(28%)を上回りました。

日常生活を送る上で何らかの支援が必要となっても、身近に相談できる家族等がおらず、支援の手が行き届きにくい状況で暮らす市民が多くなっていると考えられますが、今後 10 年程で団塊世代 (1947 (昭和 22) 年から 1949 (昭和 24) 年生まれの世代) が 75 歳以上となることなどにより、日常生活において手助けが必要となる年齢層の人口が急増していくことを踏まえるならば、市民の孤立リスクがさらに増していくことが懸念されます。



(3) 市民意識

高齢化、小世帯化が進む中、市民は、孤立不安や市民相互の支え合いの大切さに関する意識を強めていると考えられます。平成24年度に本市が実施した市民向けアンケート調査結果は、「孤立（する不安）を感じる」という回答の割合が3割強、ご近所同士の見守り・助け合い活動は「困ったときはお互いさまだから、活発にしたい」と回答した人の割合が5割弱、地域の中で病気や介護、子育てなどで困っている家庭があったとき「頼まれれば助ける」と回答した人の割合が8割強となっています。



(4) 地域福祉活動

本市の地域福祉活動の現状として、地域住民相互の見守り活動やボランティアやNPOによる助け合い活動が立ち上がりつつありますが、増大・多様化する生活支援ニーズに応えていけるよう、さらに活発化していくことが期待される状況にあります。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
自治会数	2,573	2,575	2,565	2,571	2,585
加入世帯数	113,638	113,527	113,097	112,828	112,987
加入率(%)	68.1	67.6	66.9	66.2	65.8
世帯数	166,909	167,943	169,116	170,356	171,713
まちづくり協議会	11	12	14	15	18
社協支部	50	50	50	50	50
老人クラブ数	524	509	514	503	500
老人クラブ会員数	33,333	32,219	31,425	30,278	29,589
単位子ども会数	1,086	1,073	1,027	1,016	1,003
子ども会員数	22,450	21,970	21,747	21,144	20,537

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
ふれあいいきいきサロン (実施支部数、開催場所数、開催回数、延べ参加者数)	49支部 195ヶ所 1,541回 45,216人	49支部 205ヶ所 1,648回 46,735人	49支部 203ヶ所 1,713回 49,334人	49支部 217ヶ所 1,778回 49,449人	50支部 217ヶ所 2,062回 53,015人
子育て支援サロン (実施支部数、延べ参加者数)	20支部 13,592人	23支部 14,664人	24支部 16,099人	28支部 16,578人	29支部 16,568人
支え合いマップ (総実施支部数)	—	—	5支部	13支部	26支部
福祉委員制度 (総実施支部数)	14支部	14支部	16支部	18支部	22支部
緊急連絡カード (総実施支部数)	—	—	2支部	13支部	27支部

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
岐阜県(件)	494	528	580	641	677
岐阜市(件)	125	139	152	167	175
主たる活動分野	法人数				
保健・医療・福祉	53				
子どもの健全育成	21				

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
加入者数(人)	12,227	14,766	14,841	18,706	14,672

なお、これらの地域福祉活動に現に携わっている関係者から、現状の活動上の問題点として、支援を必要とする人がどこにいるのか、また、どのような手助けが必要なのか、よくわからない。さらには、これらの情報を収集しようとしても個人情報の適切な取り扱い方法がよくわからない等々が指摘されています。

地域福祉関係団体ヒヤリング調査結果抜粋

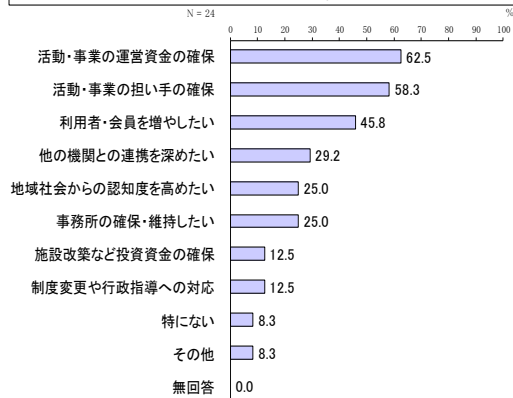
※ H24.6～8 9団体の総会等の場において実施。

社会福祉協議会支部

- ① ふれあい・いきいきサロン、ひとり暮らし高齢者の集い等の交流活動を地域福祉活動団体が推進していく上での課題
 - ア メンバーの固定化を解消していくこと
 - イ 孤立しやすい人の参加を促進していくこと
- ② 支え合いマップづくり活動等の地域における福祉課題を発見しその解決策を話し合う活動を地域福祉活動団体が推進していく上での課題
 - ア プライバシー保護や個人情報の取り扱いについての考え方を整理していくこと
 - イ 民生委員・児童委員が参加しやすい環境づくり
 - ウ マップづくり活動の普及を支援していくこと
- ③ 福祉委員活動等の地域住民同士の見守り・助け合いを地域福祉活動団体が推進していく上での課題
 - ア 民生委員・児童委員との連携を促進していくこと
 - イ 福祉委員活動についての住民理解を促進していくこと

NPOアンケート結果

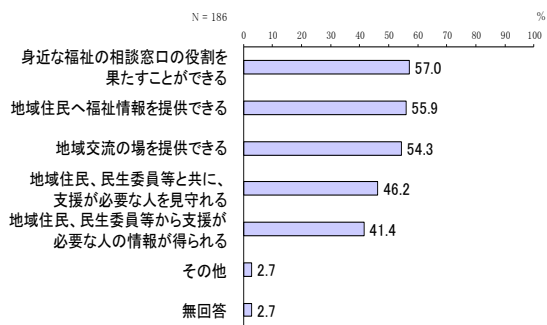
問4 NPOの運営上の課題は何ですか。(あてはまるもの全て)



(地域福祉計画策定基礎調査, 平成 24 年度, 岐阜市)

事業者アンケート結果

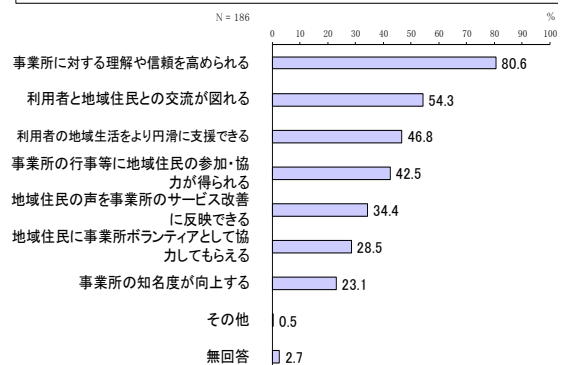
問3① 福祉事業所として地元の地域づくりに貢献する観点から、地域との連携が必要な理由は何ですか。(あてはまるもの全て)



(地域福祉計画策定基礎調査, 平成 24 年度, 岐阜市)

事業者アンケート結果

問3② 事業所のサービスの充実を図る観点から、地域との連携が必要な理由は何ですか。(あてはまるもの全て)



(地域福祉計画策定基礎調査, 平成 24 年度, 岐阜市)

2 岐阜市の相談支援体制（福祉関係）

	本庁	地域
子ども・若者 家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭課 <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援等サービス（保育以外） ・ひとり親家庭、寡婦等 ・DV（配偶者等からの暴力） ◇相談員等 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援員 ・女性相談員 ○保育事業課 <ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの利用 ○子ども・若者総合支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・育児、しつけなど子育て全般 ・児童虐待 ・発達障がい ・不登校など教育全般 ・非行、いじめ ・就学・就労など ◇相談員等 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談員、専門相談員ほか 	<p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童館・児童センター <ul style="list-style-type: none"> ・職員の気づきによるアウトリーチ ○保育所 <ul style="list-style-type: none"> ・入所児童保護者からの相談 ・入所児童以外の保護者からの相談も地域子育て支援センター事業、園庭開放事業により受付 <p>◇相談員等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員（100名） ・母子協助手員（50名） <p style="text-align: right;">※（ ）内は平成26年度定数</p>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢福祉課 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援 ・権利擁護（困難ケース等） ・高齢福祉サービス（介護以外） ○介護保険課 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス 	<p><施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○老人福祉センター <ul style="list-style-type: none"> ・職員の気づきによるアウトリーチ ○地域包括支援センター（地域生活圏域ごと設置） <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談・権利擁護 ・介護予防サービス ・地域ケア会議 <p>◇相談員等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛の一声運動推進員（636名） <p style="text-align: right;">※（ ）内は平成26年1月現在, 実数</p>
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉課 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター業務 ・障害福祉サービス ○地域保健課 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい・難病等の総合相談支援 ○障がい者生活支援センター 	<p>◇相談員等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者相談員（70名） ・知的障害者相談員（25名） <p style="text-align: right;">※（ ）内は平成26年度定数</p>
生活福祉（総合）	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉一課・二課 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護 ・生活困窮者への相談支援（日常生活・就労・社会生活、教育等に関する相談支援） ○福祉政策課 <ul style="list-style-type: none"> ・生活資金 ・民生委員児童委員関係事務 	<p>◇相談員等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員（883名） <p style="text-align: right;">※（ ）内は平成26年度定数</p>

3 岐阜市地域福祉推進委員会

(1) 附属機関設置条例（別表抜粋）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置及び担当事務）

第2条 別表左欄に掲げる執行機関に属する附属機関を同表中欄のとおり設置し、その担当事務は、同表右欄に定めるところとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、前条に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担当事務
市長	岐阜市地域福祉 推進委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による地域福祉計画の策定及び地域福祉活動の推進に関する事項についての調査及び審議

(2) 岐阜市地域福祉推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）第3条の規定に基づき、岐阜市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体等が推薦する者
- (2) 公募に応じた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

(3) 岐阜市地域福祉推進委員会名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属	備考
飯尾 良英	中部学院大学教授	委員長
五十川 勝也	岐阜市身体障害者福祉協会	
井上 いほり	岐阜市自治会連絡協議会	
梅田 哲正	岐阜市医師会	
木村 一義	岐阜市老人クラブ連合会	
郷 春子	岐阜市介護支援専門員連絡協議会	
篠田 洋子	岐阜市民生委員・児童委員協議会	
田口 将人	公募委員	
田中 公子	岐阜市赤十字奉仕団	
畑 数幸	岐阜市社会福祉協議会	副委員長
林 喜美子	生活協同組合 コープぎふ	
林 宏澄	で愛ふれ愛街の幸せ隊	
久松 明美	公募委員	
矢島 香代	岐阜市青少年育成市民会議	
吉村 希至	岐阜市小中学校校長会	

第2期岐阜市地域福祉計画（平成26年度計画）

－誰もが心豊かに安心して暮らせる地域社会の創造－

発行日：平成26年3月

発行：岐阜市

編集：岐阜市役所 福祉部 福祉政策課

岐阜市今沢町18番地

TEL 058 (265) 3891 (直通)



※この計画に関するご質問、お問い合わせは福祉政策課までお寄せください。